

令和4年度 食料・農業・農村の動向

令和5年度 食料・農業・農村施策

第211回国会（常会）提出

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。

令和5年5月26日
農林水産省大臣官房

この文書は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第14条第1項の規定に基づく令和4年度の食料・農業・農村の動向及び講じた施策並びに同条第2項の規定に基づく令和5年度において講じようとする食料・農業・農村施策について報告を行うものである。

令和4年度 食料・農業・農村の動向

第211回国会（常会）提出

目次

第1部 食料・農業・農村の動向

はじめに	1
------------	---

特集 食料安全保障の強化に向けて	3
------------------------	---

第1節 世界的な食料情勢の変化による食料安全保障上のリスクの高まり	4
---	---

(1) 食料品や農業生産資材の価格高騰	4
---------------------------	---

(2) 食料の安定供給に影響を及ぼすリスクの高まり	10
---------------------------------	----

第2節 足下での原油・物価高騰の影響と対応	18
-----------------------------	----

(1) 飼料価格高騰への対応	18
----------------------	----

(2) 肥料価格高騰への対応	20
----------------------	----

(3) 燃料価格高騰への対応	22
----------------------	----

(4) 食品原材料価格高騰への対応	24
-------------------------	----

(5) 食品アクセスの確保に向けた対応	26
---------------------------	----

(6) コスト上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応	27
--------------------------------	----

第3節 将来を見据えた食料安全保障の強化	31
----------------------------	----

トピックス 1 農林水産物・食品の輸出額が過去最高を更新	40
------------------------------------	----

トピックス 2 動き出した「みどりの食料システム戦略」	42
-----------------------------------	----

トピックス 3 スマート農業・農業DXによる成長産業化を推進	44
--------------------------------------	----

トピックス 4 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱への対応	48
------------------------------------	----

トピックス 5 デジタル田園都市国家構想に基づく取組を推進	52
-------------------------------------	----

トピックス 6 生活困窮者や買い物困難者等への食品アクセスの確保に向けた対応	54
--	----

第 1 節 食料自給率と食料自給力指標	60
(1) 食料自給率・食料国産率の動向	60
(2) 食料自給力指標の動向	63
(3) 食料自給率の向上と食料自給力の維持向上に向けて	65
第 2 節 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立	66
(1) 国際的な食料需給の動向	66
(2) 不測時に備えた平素からの取組	69
(3) 国際協力の推進	70
第 3 節 新型コロナウイルス感染症の影響と食料消費の動向	71
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響	71
(2) 食料消費の動向	73
(3) 農産物・食品価格の動向	75
(4) 国産農林水産物の消費拡大	78
第 4 節 新たな価値の創出による需要の開拓	82
(1) 食品産業の競争力の強化	82
(2) 食品流通の合理化等	85
(3) 規格・認証の活用	86
(4) 食品産業における環境問題等への対応	88
第 5 節 グローバルマーケットの戦略的な開拓	91
(1) 農林水産物・食品の輸出促進に向けた環境の整備	91
(2) 主な輸出重点品目の取組状況	93
(3) 海外への商流構築、プロモーションの促進	95
(4) 食産業の海外展開の促進	96
(5) 知的財産の保護・活用	97
第 6 節 消費者と食・農とのつながりの深化	101
(1) 食育の推進	101
(2) 地産地消の推進	103
(3) 和食文化の保護・継承	105
(4) 消費者と生産者の関係強化	106
第 7 節 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	108
(1) 科学的知見等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化	108
(2) 食品に対する消費者の信頼の確保	110

第8節 動植物防疫措置の強化	112
第9節 国際交渉への対応	115
第2章 農業の持続的な発展	119
第1節 農業生産の動向	120
(1) 農業総産出額の動向	120
(2) 主要畜産物の生産動向	123
(3) 園芸作物等の生産動向	127
(4) 米の生産動向	132
(5) 麦・大豆の生産動向	134
第2節 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保	136
(1) 農業経営体等の動向	136
(2) 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し	138
(3) 経営継承や新規就農、人材育成・確保等	141
(4) 女性が活躍できる環境整備	145
第3節 農業現場を支える多様な人材や主体の活躍	150
第4節 担い手への農地集積・集約化と農地の確保	154
第5節 農業経営の安定化に向けた取組の推進	160
(1) 農業所得の動向	160
(2) 収入保険の普及促進・利用拡大	163
(3) 経営所得安定対策の着実な実施	164
(4) 農業金融	165
第6節 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	166
(1) 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備	166
(2) 農業水利施設の戦略的な保全管理	169
(3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策	170
第7節 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	173
(1) 畜産・酪農の生産基盤強化等の競争力強化	173
(2) 新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化	177
(3) 米政策改革の着実な推進	178
(4) 麦・大豆の需要に応じた生産の更なる拡大	182
(5) GAP(農業生産工程管理)の推進	183
(6) 効果的な農作業安全対策の展開	185

(7) 良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化	187
第8節 情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの促進	189
(1) スマート農業の推進	189
(2) 農業施策の展開におけるデジタル化の推進	193
(3) イノベーションの創出・技術開発の推進	195
第9節 みどりの食料システム戦略の推進	198
(1) みどり戦略の実現に向けた施策の展開	198
(2) 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷低減の推進	201
(3) イノベーション等による持続的生産体制の構築	203
(4) ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立	207
(5) 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進	208
(6) みどり戦略に基づく取組を世界に発信	209
第10節 気候変動への対応等の環境政策の推進	211
(1) 地球温暖化対策の推進	211
(2) 生物多様性の保全と利用の推進	214
(3) 土づくり等の推進	216
第11節 農業を支える農業関連団体	218
(1) 農業協同組合系統組織	218
(2) 農業委員会系統組織	219
(3) 農業共済団体	220
(4) 土地改良区	220
第3章 農村の振興	221
第1節 農村人口の動向と地方への移住・交流の促進	222
(1) 農村人口の動向	222
(2) 田園回帰の動き	223
第2節 デジタル田園都市国家構想に基づく取組等の推進	226
第3節 中山間地域の農業の振興と都市農業の推進	230
(1) 中山間地域の農業の振興	230
(2) 多様な機能を有する都市農業の推進	233
第4節 農村における所得と雇用機会の確保	236
(1) 農山漁村発イノベーションの推進	236
(2) 農泊の推進	239
(3) 農福連携の推進	241

(4) バイオマス・再生可能エネルギーの推進	243
第5節 農村に人が住み続けるための条件整備	247
(1) 地域コミュニティ機能の維持や強化	247
(2) 生活インフラ等の確保	251
第6節 鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進	253
(1) 鳥獣被害対策等の推進	253
(2) ジビエ利活用の拡大	255
第7節 農村を支える新たな動きや活力の創出	258
(1) 地域を支える体制・人材づくり	258
(2) 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大	260
(3) 多様な人材の活躍による地域課題の解決	262
(4) 農村の魅力の発信	264
第8節 多面的機能に関する国民の理解の促進	265
(1) 多面的機能の発揮の促進	265
(2) 多面的機能に関する国民の理解の促進等	268
(3) 農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進	272
第4章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等	273
第1節 東日本大震災からの復旧・復興	274
(1) 地震・津波災害からの復旧・復興の状況	274
(2) 原子力災害からの復旧・復興	276
第2節 大規模自然災害からの復旧・復興	280
(1) 近年の大規模自然災害からの復旧・復興の状況	280
(2) 令和4(2022)年度における自然災害からの復旧	282
第3節 防災・減災、国土強靱化と大規模自然災害への備え	284
(1) 防災・減災、国土強靱化対策の推進	284
(2) 災害への備え	285
農業・農村の活性化を目指して —令和4(2022)年度農林水産祭天皇杯等受賞者事例紹介—	290
用語の解説	293
(1) 五十音順	293
(2) アルファベット順	296

第2部 令和4年度食料・農業・農村施策

概説	301
1 施策の重点	301
2 財政措置	301
3 立法措置	301
4 税制上の措置	302
5 金融措置	302
I 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策	303
1 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた取組	303
2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策	303
II 食料の安定供給の確保に関する施策	305
1 新たな価値の創出による需要の開拓	305
2 グローバルマーケットの戦略的な開拓	307
3 消費者と食・農とのつながりの深化	309
4 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	310
5 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立	312
6 TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応	314
III 農業の持続的な発展に関する施策	314
1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保	314
2 農業現場を支える多様な人材や主体の活躍	316
3 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保	316
4 農業経営の安定化に向けた取組の推進	317
5 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	317
6 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	318
7 情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの促進	322
8 気候変動への対応等環境政策の推進	324
IV 農村の振興に関する施策	326
1 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	326
2 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備	328
3 農村を支える新たな動きや活力の創出	331
4 IV 1～3に沿った施策を継続的に進めるための関係府省で連携した 仕組みづくり	332
V 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策	332
1 東日本大震災からの復旧・復興	332
2 大規模自然災害への備え	334

3 大規模自然災害からの復旧	335
VI 団体に関する施策	336
VII 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策	336
VIII 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応	336
IX 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	337
1 国民視点や地域の実態に即した施策の展開	337
2 EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進	337
3 効果的かつ効率的な施策の推進体制	337
4 行政のデジタルトランスフォーメーションの推進	337
5 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進	338
6 SDGsに貢献する環境に配慮した施策の展開	338
7 財政措置の効率的かつ重点的な運用	338

○本資料については、特に断りがない限り、令和5(2023)年3月末時点で把握可能な情報を基に記載しています。

○本資料に記載した数値は、原則として四捨五入しており、合計等とは一致しない場合があります。

○本資料に記載した目標値は、食料・農業・農村基本計画に則した政策評価測定指標の目標値です。

○本資料に記載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。

○食料・農業・農村とSDGsの関わりを示すため、特に関連の深い目標のアイコンを付けています（用語の解説(2)を参照）。なお、関連する目標全てを付けている訳ではありません。

The background features abstract, flowing red lines that create a sense of movement and depth. These lines are layered and translucent, with some areas appearing more saturated than others. They originate from the left side and curve towards the right, framing the central text. A solid light red rectangular area is positioned behind the text, providing a clear background for the title.

第1部

食料・農業・農村 の動向

はじめに

「令和4年度食料・農業・農村の動向」(以下「本報告書」という。)は、食料、農業及び農村の動向並びに食料、農業及び農村に関して講じた施策に関する報告として、また、「令和5年度食料・農業・農村施策」は、動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書として、食料・農業・農村基本法に基づき、毎年、国会に提出しているものです。

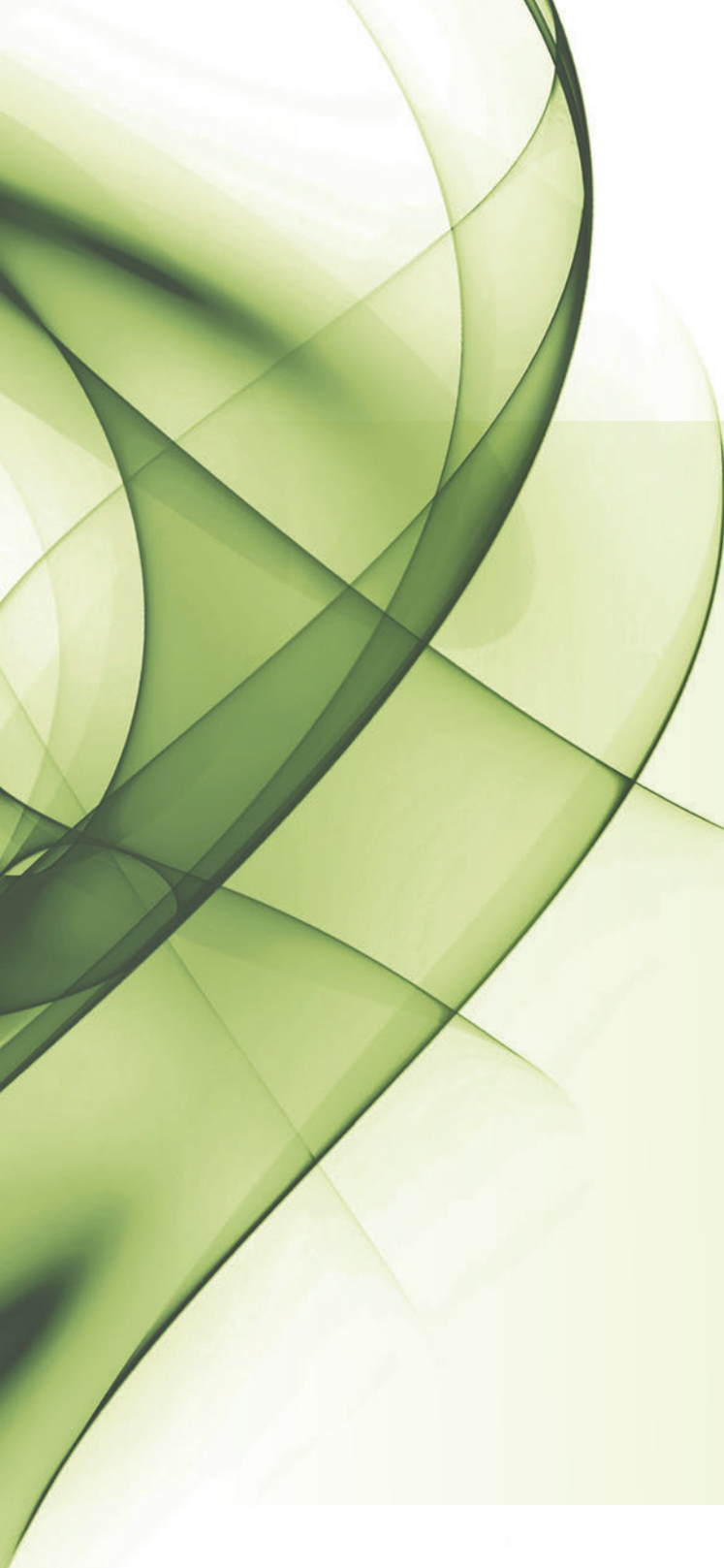
農業は、国民生活に不可欠な食料を供給する機能等を有するとともに、農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしています。一方で、我が国の農業・農村は、人口減少に伴う国内市場の縮小や生産者の減少・高齢化等の課題に直面しているほか、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、気候変動等の今日的課題への対応にも迫られ、大きなターニングポイントを迎えています。このため我が国は、輸入に依存している小麦や大豆、飼料作物の生産拡大等食料安全保障の強化を図りつつ、スマート農業や世界の食市場を獲得するための農林水産物・食品の輸出促進等を推進し、農業が次世代に引き継がれるよう、若者が意欲と誇りを持って活躍できる魅力がある産業とすることを目指しているところです。このような背景を踏まえ、本報告書では、冒頭の特集において、「食料安全保障の強化に向けて」と題し、現下の食料情勢や価格高騰の影響とその対応、将来にわたって国民に食料を安定的に供給していくための取組について記述しています。

また、トピックスでは、令和4(2022)年度における特徴的な動きとして、「農林水産物・食品の輸出額が過去最高を更新」のほか、「動き出した「みどりの食料システム戦略」」、「スマート農業・農業DXによる成長産業化を推進」、「高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱への対応」等の六つのテーマを取り上げています。

特集、トピックスに続いては、食料、農業及び農村の動向に関し、食料自給率の動向や食品の安全確保等を内容とする「食料の安定供給の確保」、担い手の育成・確保や主要な農畜産物の生産動向等を内容とする「農業の持続的な発展」、農村人口の動向や農村における活力の創出等を内容とする「農村の振興」の三つの章立てを行い、記述しています。また、これらに続けて、「災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強^{きょうじん}靱化等」の章を設け、東日本大震災や大規模自然災害からの復旧・復興、令和4(2022)年度に発生した災害の状況と対応等について記述しています。

本報告書の記述分野は多岐にわたりますが、統計データの分析や解説だけでなく、全国各地で展開されている取組事例等を可能な限り紹介し、写真も交えてわかりやすい内容とすることを目指しました。また、QRコードも活用し、関連する農林水産省Webサイト等を参照できるようにしています。

本報告書を通じて、我が国の食料・農業・農村に対する国民の関心と理解が一層深まることを期待します。



特集

食料安全保障の
強化に向けて

世界的な食料需要の増加や国際情勢の不安定化等に伴う食料安全保障¹上のリスクの高まりにより、食料の多くを海外に依存している我が国は、将来にわたって食料を安定的に供給していくためのターニングポイントを迎えています。令和4(2022)年に入り、飼料、肥料、燃油等の農業生産資材の国際価格の高騰や、輸入食料の価格高騰による国内での食料品価格の高騰等が、円安の進行もあいまって、農業経営や国民生活に大きな影響を及ぼしています。このため、今回の特集では、飼料、肥料等の農業生産資材の価格上昇が農業経営に与えた影響や、食料品の価格上昇が消費者に与えた影響とともに、これらへの対応について整理しています。

その上で、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題となる中、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、令和4(2022)年12月に「食料安全保障強化政策大綱」が決定され、食料の安定供給の基盤強化に向けて、継続的に講ずべき食料安全保障強化のために必要な対策等が明らかにされました。

以下では、その内容について紹介します。

第1節 世界的な食料情勢の変化による食料安全保障上のリスクの高まり

(1) 食料品や農業生産資材の価格高騰

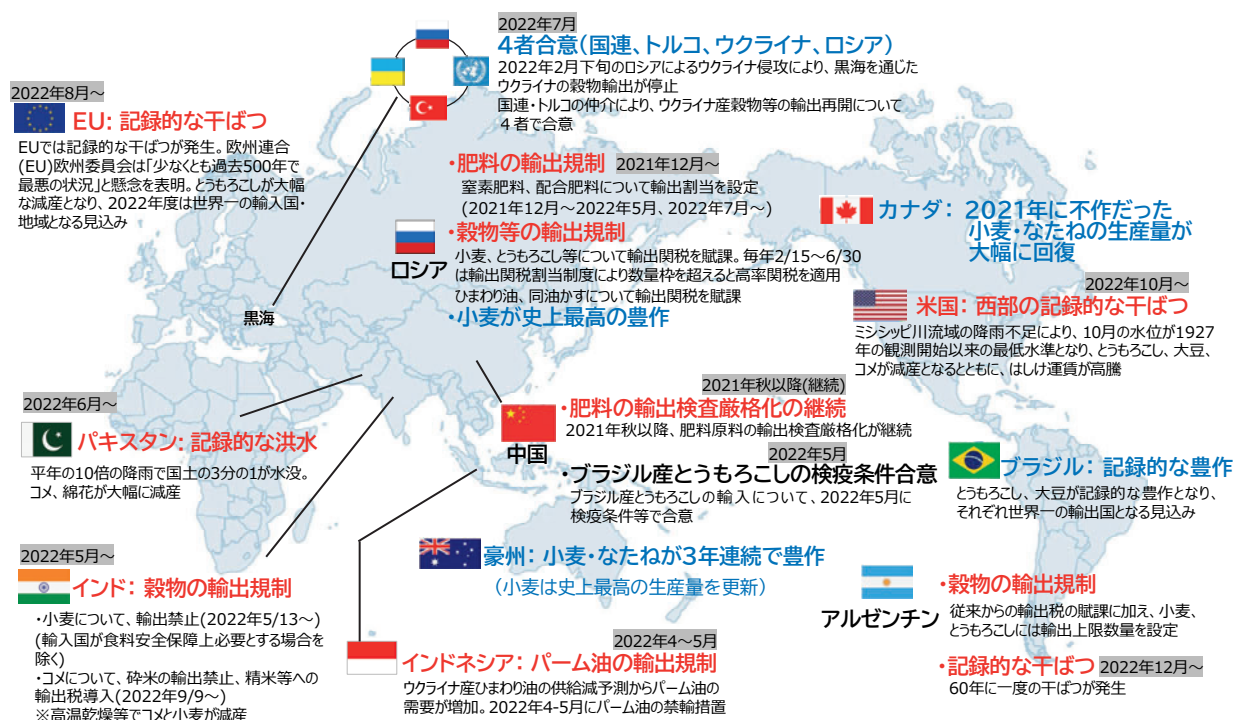
(世界の食料需給等をめぐるリスクが顕在化)

世界の食料需給については、世界的な人口増加や、新興国の経済成長等により食料需要の増加が見込まれる中、地球温暖化等の気候変動の進行による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作等が食料供給に影響を及ぼす可能性があり、中長期的には逼迫^{ひっぱく}が懸念されます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーン(供給網)の混乱に加え、令和4(2022)年2月のロシアによるウクライナ侵略等により、小麦やとうもろこし等の農作物だけでなく、農業生産に必要な原油や肥料等の農業生産資材についても、価格高騰や原料供給国からの輸出の停滞等の安定供給を脅かす事態が生じるなど、我が国の食料をめぐる国内外の状況は刻々と変化しており、食料安全保障上のリスクが増大しています(図表 特-1)。

¹ 用語の解説(1)を参照

図表 特-1 令和4(2022)年の諸外国での主な動き



資料: 農林水産省作成

(フォーカス) ウクライナの穀物生産量は、著しく減少する見通し

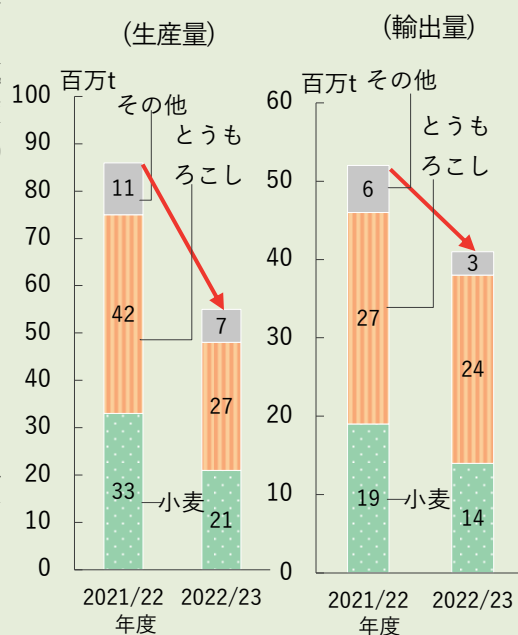
令和5(2023)年3月に米国農務省(USDA)が公表した資料によれば、ウクライナの2022/23年度における小麦生産量は、ロシアによる侵略の影響を受け、前年度比36%減少の2,100万tの見通しとなっており、輸出量は前年度比28%減少の1,350万tの見通しとなっています。また、2022/23年度におけるとうもろこし生産量は前年度比36%減少の2,700万tの見通しとなっており、輸出量は前年度比13%減少の2,350万tの見通しとなっています。

ウクライナ農業政策食料省による令和5(2023)年3月21日時点の予測によれば、冬小麦の作付けがロシアによるウクライナ侵略前であった2022/23年度と比較して減少したこと等から、2023/24年度の穀物・豆類の作付面積は、141万ha減少の1,024万haの見込みとなっています。

さらに、同省の令和5(2023)年3月21日時点の予測によれば、2023/24年度の穀物・豆類の生産量は、4,430万t(2022/23年度5,310万t)となる見通しとなっています。

我が国ではウクライナから穀物をほとんど輸入していませんが、今後ともウクライナ情勢が国際穀物貿易や価格に与える影響等について注視していく必要があります。

ウクライナの穀物生産量及び輸出量

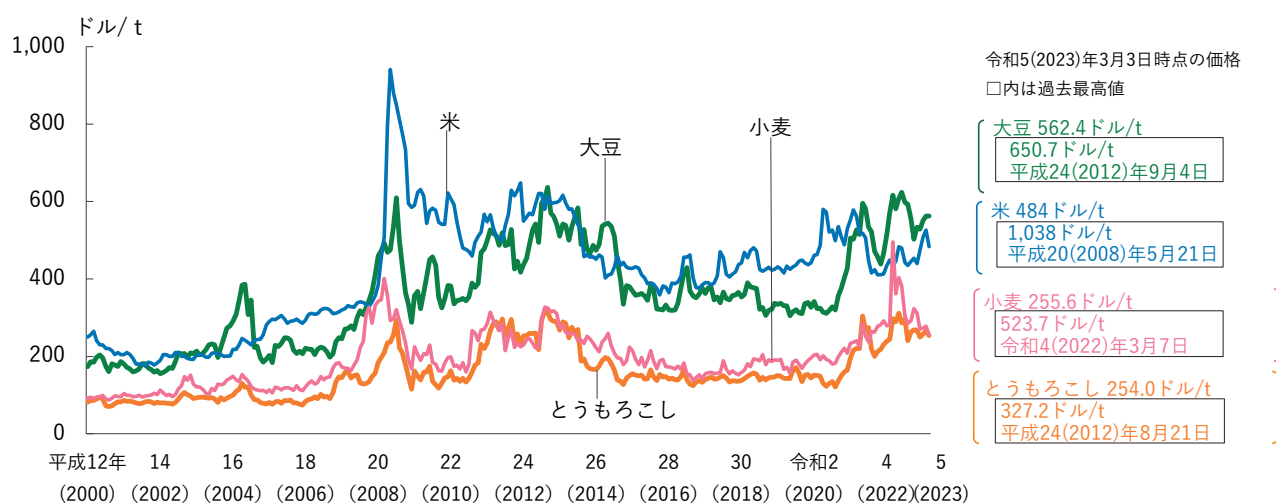


資料: 米国農務省(USDA)「PS&D」(2023.3)
 を基に農林水産省作成

(小麦の国際価格は高水準で推移)

穀物等の国際価格は、新興国の畜産物消費の増加等を背景とした需要やバイオ燃料等のエネルギー向け需要¹の増大、地球規模の気候変動の影響等により、近年上昇傾向で推移しています。令和3(2021)年以降、小麦の国際価格は、主要輸出国である米国やカナダでの高温乾燥による不作や中国における飼料需要の拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵略が重なったことから、高水準で推移しています。令和4(2022)年3月には、前年同月の240.3ドル/tに比べ2倍以上上昇し過去最高値となる523.7ドル/tに達しました。令和5(2023)年1月以降はおおむねウクライナ侵略前の水準まで低下したものの、引き続き高い水準で推移しています(図表 特-2)。また、とうもろこし、大豆の国際価格については平成24(2012)年の過去最高値に迫る高い水準で推移しています。

図表 特-2 穀物等の国際価格



資料：シカゴ商品取引所、タイ国家貿易取引委員会のデータを基に農林水産省作成

注：1) 小麦、とうもろこし、大豆の価格は、シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格

2) 米の価格は、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のFOB価格。FOBはFree On Boardの略

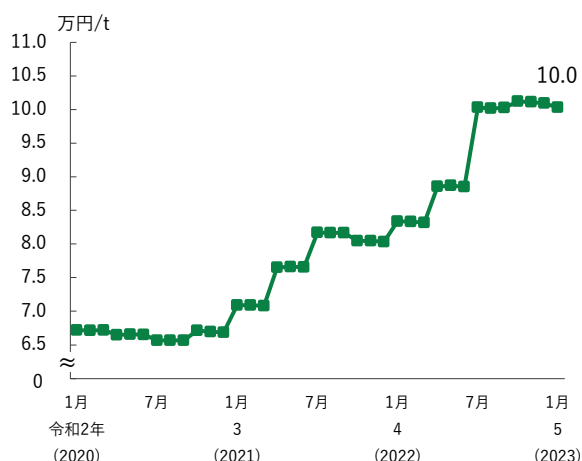
3) 令和5(2023)年3月時点の数値

(配合飼料価格は約2割上昇)

家畜の餌となる配合飼料は、その原料使用量のうち約5割がとうもろこし、約1割が大豆油かすとなっています。我が国は原料の大部分を輸入に頼っていることから、穀物等の国際相場の変動に価格が左右されます。とうもろこしの国際相場は、バイオエタノール向け需要の拡大や主産国における生産動向等を背景に、高い水準で推移しています。令和2(2020)年9月以降、米国産とうもろこしの中国向け輸出成約の増加や、ロシアによるウクライナ侵略等を受け、とうもろこしの国際価格は上昇しており、為替相場の影響等の要因も重なり、配合飼料の工場渡価格は、令和5(2023)年1月には10万円/tと、前年同月の8万3千円/tと比べ20%上昇しています(図表 特-3)。

¹ 第1章第2節を参照

図表 特-3 配合飼料価格



資料：公益社団法人配合飼料供給安定機構「飼料月報」を基に
農林水産省作成

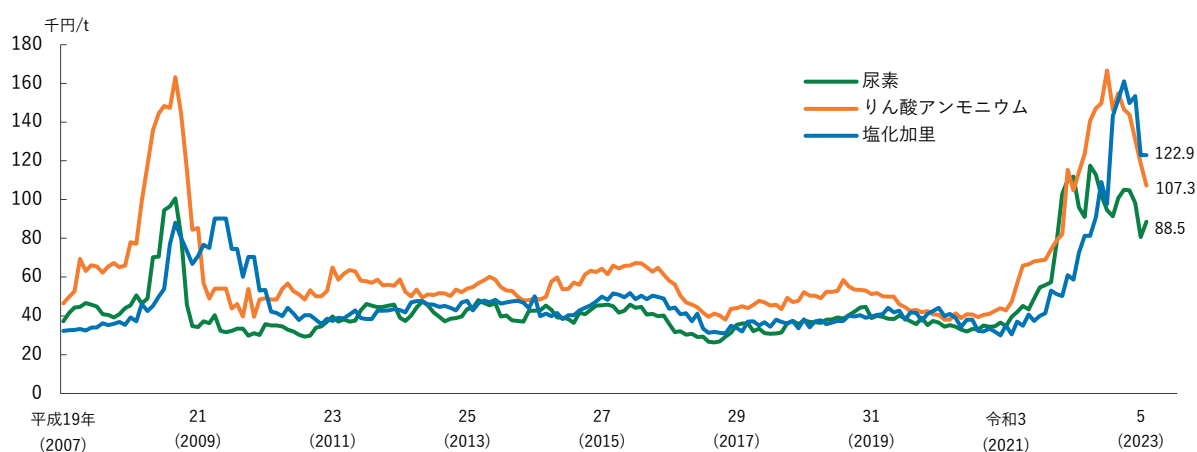
注：配合飼料価格は、工場渡しの全畜種の加重平均価格

(肥料原料価格は一時過去最高に達するなど価格が大きく変動)

肥料原料の輸入価格は、令和3(2021)年以降上昇傾向にある中で、ロシアによるウクライナ侵略や為替相場の影響等の要因も重なり、一時は過去最高に達するなど価格が大きく変動しています(図表 特-4)。

こうした中、我が国においては平成20(2008)年の価格高騰時に講じた対策も参考に、化学肥料使用量の低減に向けた取組を行う農業者に対する肥料費を支援する対策を講ずるとともに、肥料原料の備蓄や国内資源の肥料利用の拡大等の肥料の安定供給に向けた対策を講ずるなど、国際情勢の変化に伴う影響への対応を図っていくことが求められています。

図表 特-4 肥料原料価格



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注：月当たりの輸入量が5千t以下の月は前月の価格を表記

(原油価格の上昇や円安の進行が影響)

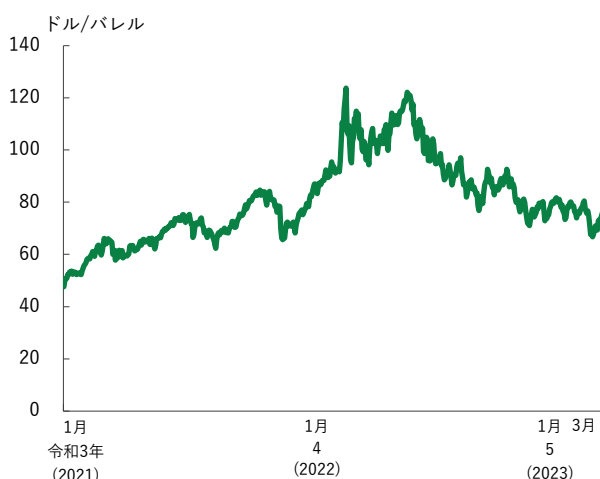
原油価格は、ロシアによるウクライナ侵略直後に大きく上昇しました。令和4(2022)年3月には123.7ドル/バレルに達し、前年同月の62.4ドル/バレルと比べ98.2%上昇しました。

令和4(2022)年度は下落傾向にあるものの、高い水準で不安定に推移しています(図表 特-5)。

また、為替相場は、令和3(2021)年秋以降、円安方向に推移し、令和4(2022)年10月には1ドル150円台まで下落するなど、円安の急速な進行が見られました(図表 特-6)。

原油価格の上昇や円安の進行は、石油関連製品の値上げとともに、海上輸送運賃や包装資材価格の値上げによる食料品価格の値上げといった形で国民生活に様々な影響を及ぼすほか、農業生産資材価格の上昇を招き、農業経営にも影響を与えています。

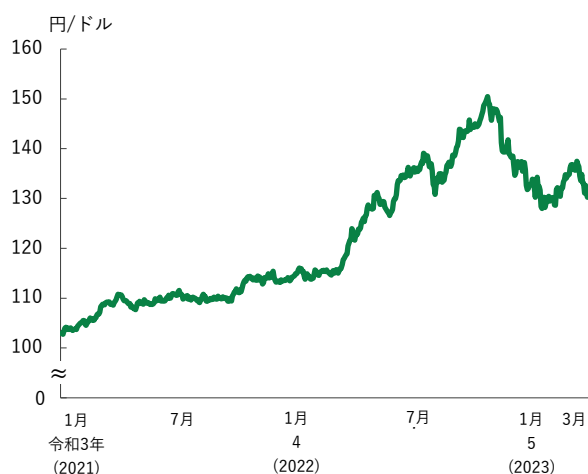
図表 特-5 原油価格



資料：米国エネルギー情報局(EIA)

注：原油価格は、米国の代表的な指標原油であるWTI(West Texas Intermediate)原油の価格。1バレル=42ガロン≒159ℓ

図表 特-6 為替相場



資料：日本銀行「為替相場(東京インターバンク相場)(日次)」

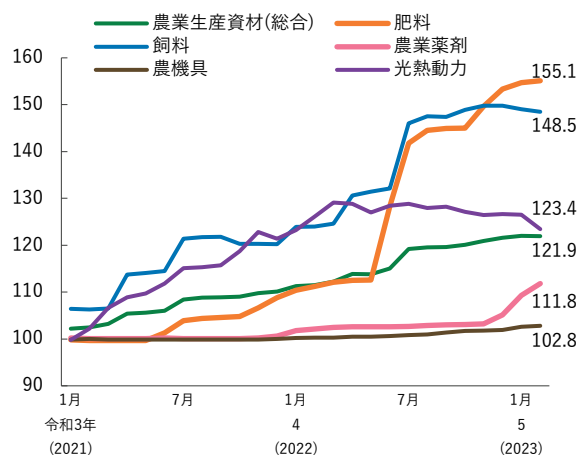
(国内における農業生産資材価格が上昇)

世界的な穀物需要の増加、エネルギーや肥料原料の価格上昇、為替相場の影響等の要因が重なり、我が国の農業生産資材価格は上昇しています。

農業生産資材価格指数は、令和3(2021)年以降上昇傾向で推移しており、令和5(2023)年2月には、前年同月比で肥料が39.5%上昇、飼料が19.8%上昇しています(図表 特-7)。

農業生産資材価格の上昇は、農業経営にも影響を及ぼしており、ウクライナ情勢等も踏まえ、今後も価格動向を注視していく必要があります。

図表 特-7 農業生産資材価格指数(総合・類別)



資料：農林水産省「農業物価統計調査」

注：1) 農業生産資材(総合・類別)の令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値

2) 令和4(2022)年及び令和5(2023)年は概数値

3) 光熱動力のうちガソリン及び灯油、農機具のうちパーソナルコンピュータは、総務省「消費者物価指数」の公表値を利用

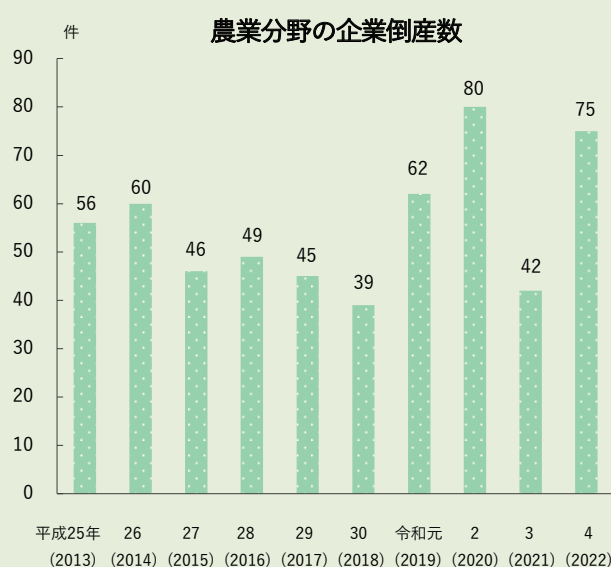
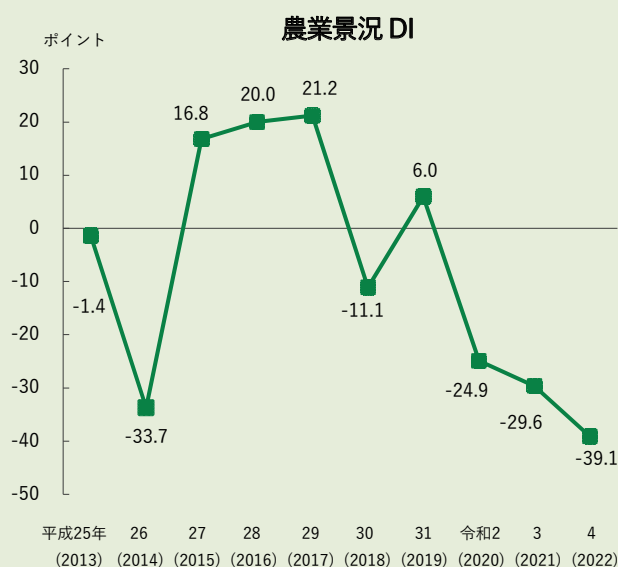
(フォーカス) 令和4(2022)年の農業景況DIは調査開始以来の最低値

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が令和5(2023)年1月に実施した調査によれば、令和4(2022)年における農業全体の農業景況DIは前年から9.5ポイント低下しマイナス39.1ポイントとなり、平成8(1996)年の調査開始以来の最低値となりました。

また、株式会社東京商工リサーチが令和5(2023)年1月に公表した調査によれば、令和4(2022)年における農業分野の企業倒産は75件となり、過去10年間で2番目に高い水準となりました。

輸入原料や肥料、飼料、燃油等の生産資材の国際価格の高騰に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外食やインバウンドの需要減少の影響、高病原性鳥インフルエンザ*1や豚熱*2等の家畜伝染病の発生等が重なり、農業経営が厳しい状況下にあることがうかがわれます。

*1、*2 用語の解説(1)を参照



資料：株式会社日本政策金融公庫「農業景況調査」(平成26(2014)～令和5(2023)年の各年の1月調査)を基に農林水産省作成

注：1) スーパー・L資金等の融資先である農業者を対象として、往復はがきによる郵送アンケート調査等により実施
2) 農業景況DIは、農業経営が「良くなった・良くなる」とする構成比から「悪くなった・悪くなる」とする構成比を差し引いたもの

資料：株式会社東京商工リサーチ「2022年(1-12月)「農業の倒産動向」調査」(令和5(2023)年1月公表)等を基に農林水産省作成

注：各年(1-12月、負債1千万円以上)の倒産から、日本標準産業分類の「農業」(「耕種農業」、「畜産農業」、「農業サービス業」、「園芸サービス業」)を抽出

(世界的に食料価格が上昇)

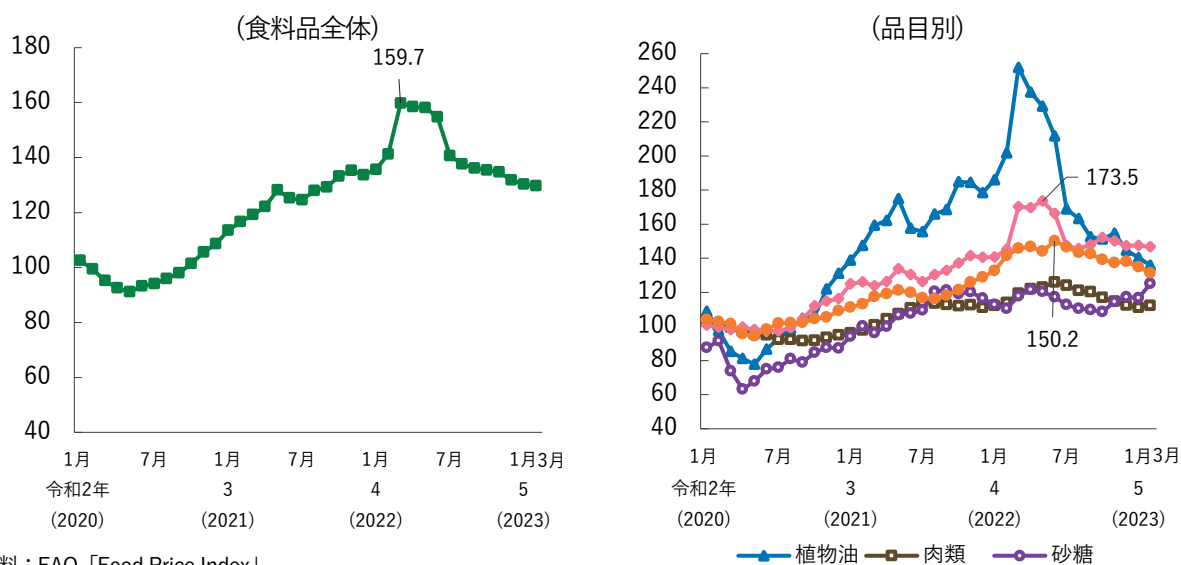
穀物等の国際価格の上昇の影響を受け、FAO(国際連合食糧農業機関)が公表している食料価格指数¹は、令和4(2022)年3月に食料品全体で159.7に達し、平成2(1990)年の統計公表以来最高値を記録しました(図表 特-8)。

品目別では、穀物の価格指数については、小麦やとうもろこし等の国際価格の上昇を反映し、令和4(2022)年5月に173.5と平成2(1990)年の統計公表以来最高値を記録しました。また、乳製品の価格指数については、欧州やオセアニアにおける供給減等により、令和4(2022)年6月に150.2と前年同月比で25.2%上昇しました。

その後価格指数は低下傾向にありますが、穀物等の国際相場は、ロシアによるウクライナ侵略等を背景に、高水準で推移しています。

¹ 国際市場における五つの主要食料(穀物、肉類、乳製品、植物油及び砂糖)の国際価格から計算される世界の食料価格の指標

図表 特-8 FAO の食料価格指数



資料：FAO「Food Price Index」

注：1) 平成26(2014)～28(2016)年の平均価格を100とする指数

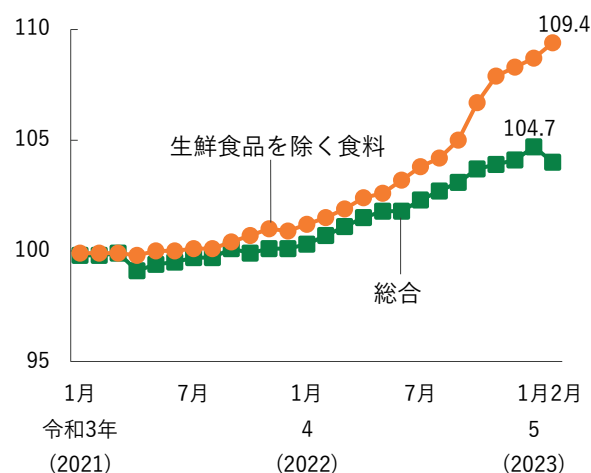
2) 令和5(2023)年3月時点の数値

(国内における消費者物価も上昇)

世界的な食料価格の上昇に加え、原油価格の上昇や為替相場の影響、さらには、世界的なコンテナ不足、海上運賃の上昇、ロシアによるウクライナ侵略等、グローバル・サプライチェーン(供給網)の各段階における様々な要因が重なり、我が国の穀物等の輸入価格は上昇しています。

こうした中、我が国の消費者物価指数は上昇基調で推移しており、総合の消費者物価指数は令和5(2023)年1月に104.7となっています。また、生鮮食品を除く食料の消費者物価指数は、同年2月に109.4となり、前年同月比で7.8%上昇しました(図表 特-9)。

図表 特-9 国内の消費者物価指数



資料：総務省「消費者物価指数」(令和2(2020)年基準)

(2) 食料の安定供給に影響を及ぼすリスクの高まり

(農産物の輸入額は前年に比べ3割増加)

令和4(2022)年の我が国の農産物輸入額は、前年に比べ31.2%増加し約9兆2千億円となりました。このうち、農産品は33.2%増加し約6兆8千億円、畜産品は26.3%増加し約2兆5千億円となりました(図表 特-10)。

この要因としては、世界的な価格の上昇に加え、為替相場が円安方向で推移したことにより、円ベースで輸入価格の上昇につながったことが大きいものと考えられます。特にとうもろこし、大豆、小麦の輸入量については、前年と比べ大きな変動が見られない中で、輸入額はそれぞれ47.0%、48.9%、68.4%上昇し、いずれも過去10年間で最大の値となり

ました。また、牛肉や果実類は、輸入単価が上昇する中で、輸入量は前年と比べ、それぞれ4.2%、7.5%の減少となりました。輸入農産物の単価上昇は国産農産物の需要拡大の好機ともなり得る中、国内産地の生産基盤の強化を図り、国産農産物の供給拡大を図っていくことが重要となっています。

図表 特-10 令和4(2022)年の農産物の輸入数量・輸入額の対前年増減率

(農産物全体)

品目名	輸入額	対前年増減率(%)
農産物	9兆2,402億円	31.2
農産品	6兆7,607億円	33.2
畜産品	2兆4,769億円	26.3

(主な品目)

品目名	輸入数量(万t)	輸入額	対前年増減率(%)		
			輸入数量	輸入額	輸入単価
とうもろこし	1,527	7,645億円	0.2	47.0	46.7
大豆	350	3,391億円	7.1	48.9	39.0
小麦	535	3,298億円	4.3	68.4	61.5
牛肉	56	4,925億円	-4.2	20.8	26.0
果実類	177	3,846億円	-7.5	7.4	16.1

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注：果実類は「貿易統計」の「生鮮・乾燥果実」を指す。

(我が国の主要農産物の輸入構造は少数の特定国に依存)

令和4(2022)年の我が国の農産物輸入額を国別に見ると、米国が2兆1千億円で最も高く、次いで中国、豪州、カナダ、タイ、ブラジルの順で続いており、上位6か国が占める輸入割合は6割程度となっています(図表 特-11)。

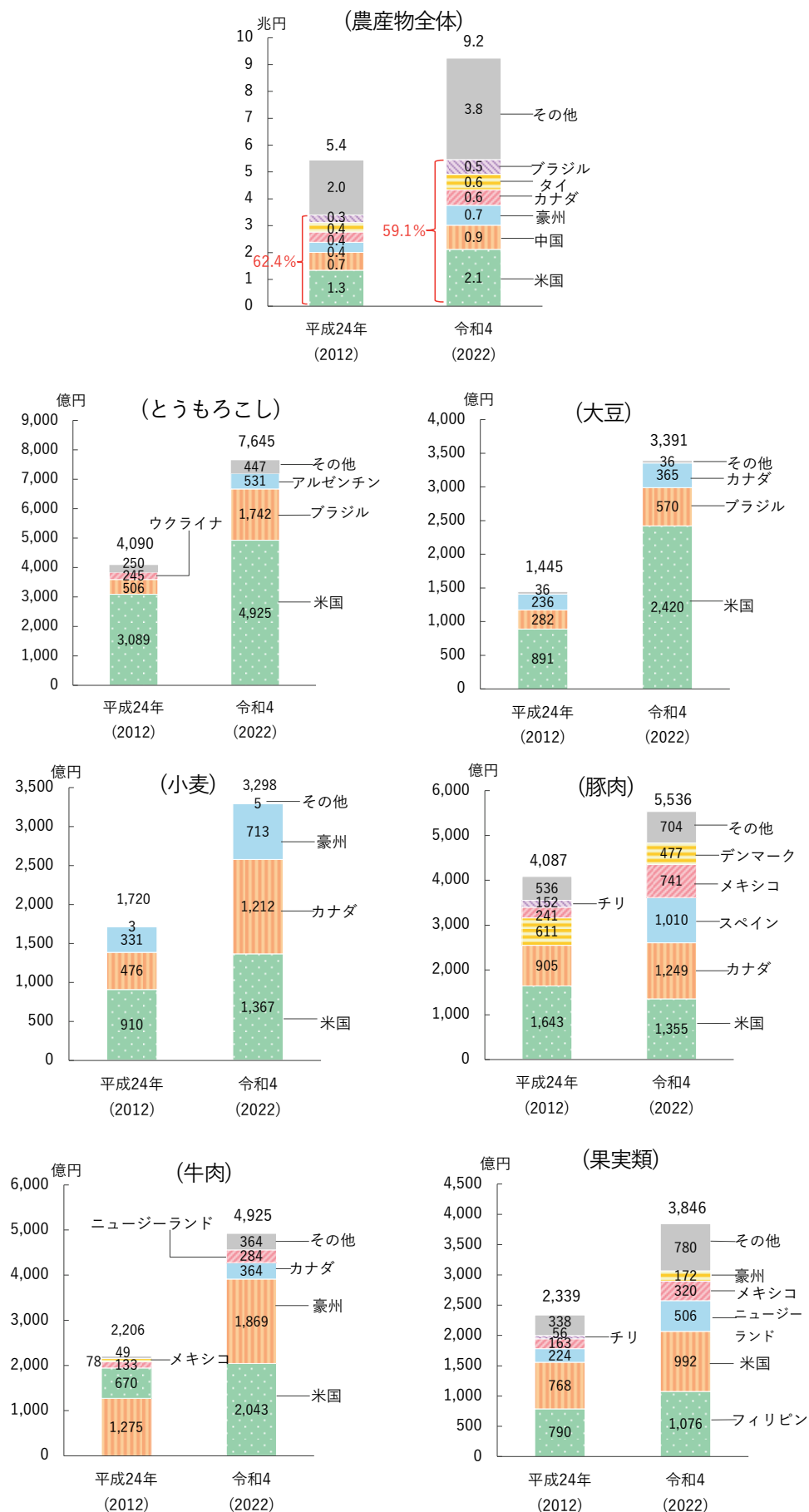
品目別に見ると、とうもろこし、大豆、小麦、牛肉の輸入は、特定国への依存傾向が顕著となっており、上位2か国で8～9割を占めています。小麦については、米国、カナダ、豪州の上位3か国に99.8%を依存している状況です。

一方、豚肉、果実類は、令和4(2022)年の上位2か国からの輸入割合が5割程度であり、平成24(2012)年と比べ、豚肉はカナダ、スペイン、メキシコ等からの輸入割合が、果実類はニュージーランド、メキシコ、豪州等からの輸入割合が上昇しています。

このように、一部の品目では輸入先の多角化が進みつつあるものの、我が国の農産物の輸入構造は、依然として米国を始めとした少数の特定国への依存度が高いという特徴があります。

海外からの輸入に依存している主要農産物の安定供給を確保するためには、輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集等を通じて、輸入の安定化や多角化を更に図ることが重要です。一方、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、ウクライナ情勢等を踏まえると、国内の農業生産の増大に向けた取組がますます重要となっています。

図表 特-11 我が国の主要農産物の国別輸入額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注：果実類は「貿易統計」の「生鮮・乾燥果実」を指す。

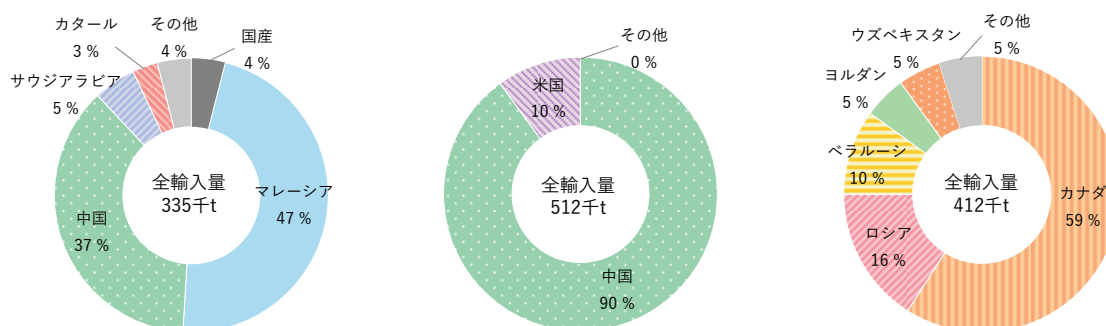
(肥料原料も輸入に大きく依存)

我が国は、化学肥料原料の大部分を輸入に依存しています。主要な肥料原料の資源が世界的に偏在している中で、りん酸アンモニウムや塩化加里はほぼ全量を、尿素は95%を、限られた相手国から輸入しています。輸出国側の輸出制限や国際価格の影響を受けやすいことから、輸入の安定化・多角化や輸入原料から国内資源への代替を進める必要があります(図表 特-12)。

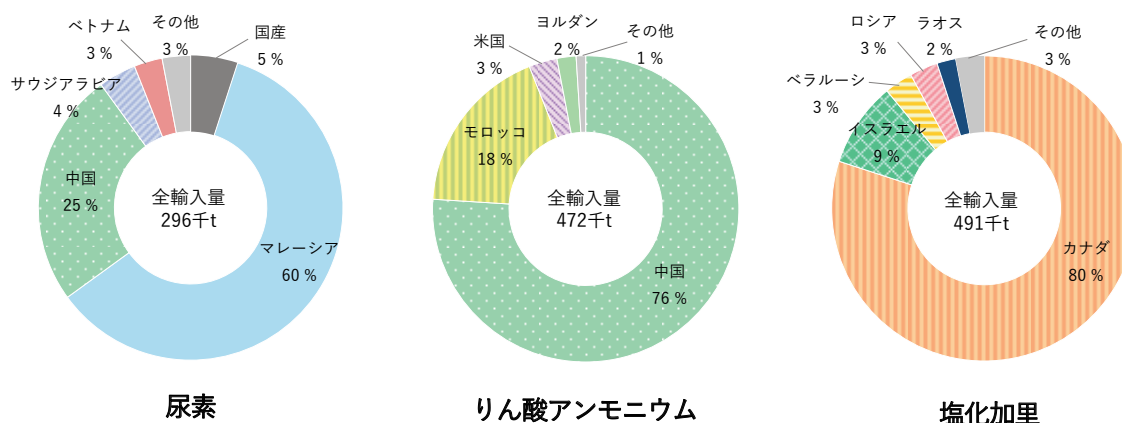
令和3(2021)年秋以降、中国による肥料原料の輸出検査の厳格化や、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、我が国の肥料原料の輸入が停滞したことを受け、りん酸アンモニウムではモロッコの割合が上昇するなど、代替国から調達する動きが見られます。

図表 特-12 我が国の肥料原料の輸入相手国

令和2(2020)肥料年度



令和3(2021)肥料年度



資料：財務省「貿易統計」及び肥料関係団体からの報告を基に農林水産省作成

注：1) 肥料年度は、当該年の7月から翌年6月までの期間

2) 全輸入量には、国産は含まれない。

(国産と輸入先上位4か国による食料供給の割合は約8割)

農林水産省では、令和4(2022)年2月に「食料安全保障に関する省内検討チーム」を立ち上げ、将来にわたって我が国の食料安全保障を確立するために必要な施策の検討に資するよう、食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因(リスク)を洗い出し、包括的な検証を行った上で、同年6月に「食料の安定供給に関するリスク検証(2022)」を公表しました。

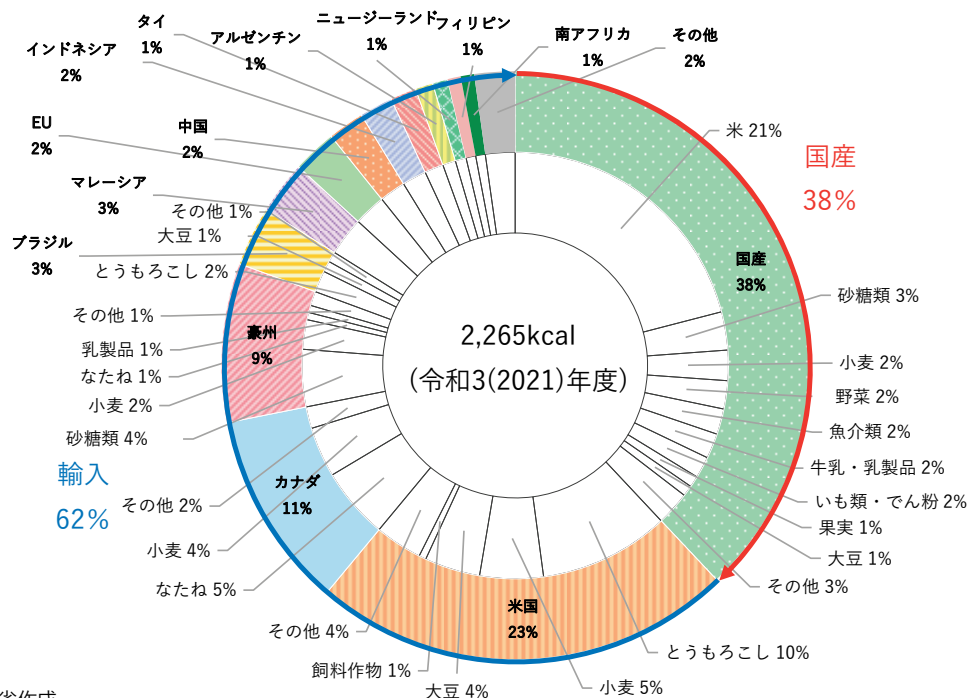
我が国の食料供給は、国産と輸入先上位4か国(米国、カナダ、豪州、ブラジル)で、供給熱量¹の約8割を占めている中、今後の食料供給の安定性を維持していくためには、これらの輸入品目の国産への置換えを着実に進めるとともに、主要輸入先国との安定的な関係を維持していくことも必要となっています(図表 特-13)。



食料の安定供給に関するリスク検証(2022)

URL : https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/risk_2022.html

図表 特-13 我が国の供給熱量の国・地域別構成(試算)



資料：農林水産省作成

注：1) 輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分を除く。

2) 主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和3年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域ごとの輸入量で按分して試算

3) 輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域ごとの輸入量(可消化養分総量(TDN)換算)で按分

また、このリスク検証では、対象品目ごとに、分析・評価の対象リスクについて、その「起こりやすさ」と「影響度」の分析を行い、その結果を基に、起こりやすさを5段階、影響度を3段階で評価し、「重要なリスク」、「注意すべきリスク」を特定しました。

その結果、輸入については、価格高騰のリスクは、輸入割合の高い主要な品目のうち、とうもろこし等の飼料穀物等では顕在化しつつあり、「重要なリスク」と評価しました。ま

¹ 用語の解説(1)を参照

た、小麦、大豆、なたねでは、その起こりやすさは中程度であるが、その影響度が大きく、「重要なリスク」と評価しました。

国内生産については、労働力・後継者不足のリスクが、特に労働集約的な品目(果実、野菜、畜産物等)を中心にその起こりやすさが高まっているか、顕在化しており、「重要なリスク」と評価しました。また、関係人材・施設の減少リスクは多くの品目で顕在化しつつあり、「注意すべきリスク」と評価しました。

輸入依存度の高い生産資材のうち、燃料の価格高騰等のリスクについては、その起こりやすさが高まっており、燃料費の割合が高い品目(野菜、水産物等)では「重要なリスク」と評価しました。肥料の価格高騰等のリスクについては、肥料は農産物の生産に必須で、その影響度は大きく、ほとんどの品目で「重要なリスク」と評価しました。

温暖化や高温化のリスクは、ほとんどの品目で顕在化しつつあり、「注意すべきリスク」と評価しました。

家畜伝染病のリスクについては、水際対策の強化を図っているものの、口蹄疫やアフリカ豚熱¹が近隣諸国で継続的に発生しており、その起こりやすさが高まっていることに加え、発生した場合の影響度が大きい²ため、「重要なリスク」と評価しました。

(食品アクセスの確保に向けた課題への対応が必要)

我が国において、消費者が健康な生活を送るために必要な食品を入手できない、いわゆる「食品アクセス²」の問題への対応が重要な課題となっています。

人口減少・高齢化等により、小売業や物流の採算がとれない地域が発生しており、人口減少・高齢化が進行する地域を中心に、食品を簡単に購入できない、いわゆる「買い物困難者」等が発生しています。さらに、トラックを含む自動車運送業に係るいわゆる「物流の2024年問題³」によって物流コストの増加は不可避であり、問題はより深刻化することも考えられます。

また、我が国の経済成長が停滞する中で、個人の所得も伸び悩み、低所得者層が増加しています。家計の経済的事情や家族を取り巻く状況変化が、十分かつ健康的な食生活の実現に負の影響をもたらすといった問題も発生しています。

このため、関係省庁等と連携し、円滑な食品アクセスを確保するため、産地から消費地までの幹線物流の効率化や、消費地における地域内物流の強化等、食品流通上の課題への対応を強化していくほか、地域ごとに、様々な食品アクセスに関する課題や実態を把握するとともに食に関する関係者が連携する体制の構築を支援することが重要となっています。また、国民の健康な食生活を確保する立場から食品関連事業者やフードバンク⁴等の役割を明確にするとともに、フードバンクやこども食堂⁵等の活動の支援を強化することも必要となっています。

¹ 用語の解説(1)を参照

² トピックス6を参照

³ 第1章第4節を参照

⁴ 用語の解説(1)を参照

⁵ 第1章第6節を参照

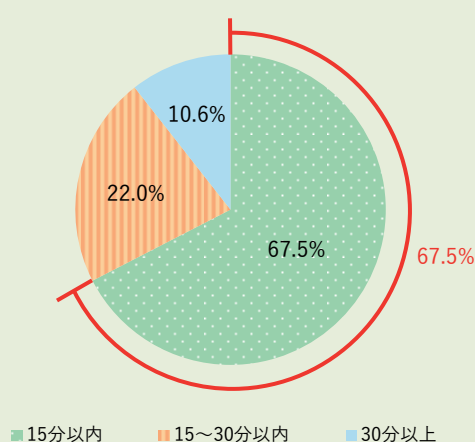
(フォーカス) 食料店舗へのアクセス等が十分でない者も一定数存在

家庭段階における食料安全保障の確保に向けては、食料店舗へのアクセスや合理的な価格での食料購入が重要となります。

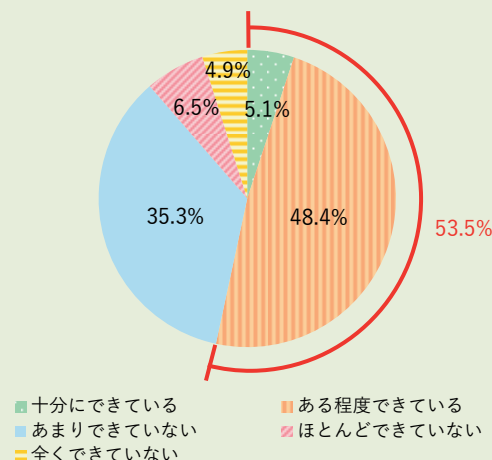
公庫が令和5(2023)年1月に実施した調査によれば、食料店舗へのアクセスについて、「公共交通手段の利用又は徒歩により、15分以内で食料店舗にアクセスすることができる」と回答した人は67.5%となっている一方、「15分以内ではできない」と回答した人は32.6%となっています。

また、同調査によれば、健康的な食事のため、飲食物品を手頃な価格で購入できているかどうかについて、「できている」と回答した人は53.5%となっている一方、「できていない」と回答した人は46.7%となっています。我が国においては、平常時においても家庭レベルでの食品アクセスの確保に課題があることがうかがわれます。

食料品店舗へのアクセス状況



手頃な価格での飲食物品の購入



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和5年1月)」を基に農林水産省作成

注：1) 令和5(2023)年1月に、全国の20～70歳代の男女2千人を対象として実施したインターネットによるアンケート調査

2) 「十分にできている」、「ある程度できている」の合計を「できている」としている。

なお、英国が令和3(2021)年に公表した食料安全保障報告書*によれば、2019年においては、イングランドの住民の少なくとも84%は公共交通手段の利用又は徒歩により、15分以内に食料店舗にアクセスすることが可能と回答しています。

また、2019/20年度における英国の家庭世帯の92%が、健康で栄養のある食料に、入手可能である合理的な価格で十分にアクセスできると感じ、自らの世帯における食料が保障されていると回答しています。

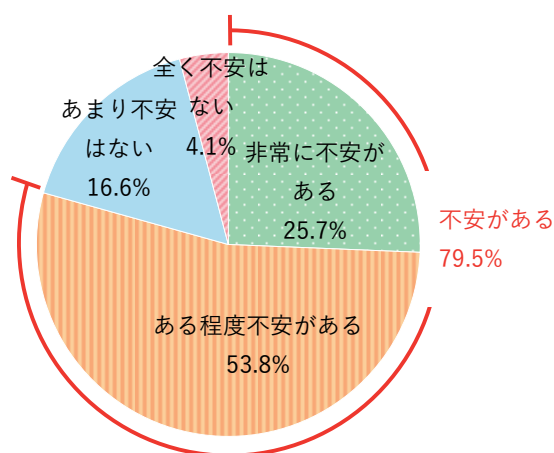
社会経済システム等諸条件の異なる英国と、我が国の置かれた状況を一概に比較することはできませんが、我が国においても食品アクセスの確保に向けた対応を図っていくことが求められています。

* 正式名称は「UK Food Security Report 2021」

(将来の食料輸入に不安を持つ消費者の割合は約8割)

将来の食料輸入に対する消費者の意識について、公庫が令和5(2023)年1月に実施した調査によると、79.5%の人が日本の将来の食料輸入に「不安がある」と回答しました(図表 特-14)。また、日本の将来の食料輸入について「不安がある」と回答した人にその理由を聞いたところ、「国際情勢の変化により、食料や生産資材の輸入が大きく減ったり、止まったりする可能性があるため」と回答した人が61.8%と最も高くなりました(図表 特-15)。世界的な食料需要の増加や国際情勢の不安定化等に伴う食料安全保障上のリスクが高まる中、将来にわたって食料を安定的に確保していくことが求められています。

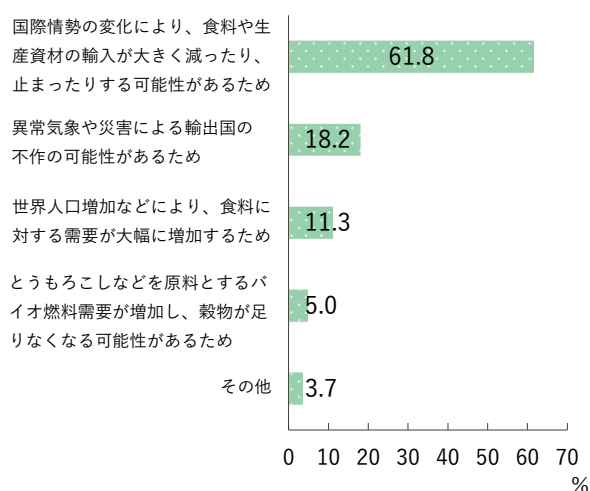
図表 特-14 日本の将来の食料輸入についての考え



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和5年1月)」を基に農林水産省作成

- 注：1) 令和5(2023)年1月に、全国の20～70歳代の男女2千人を対象として実施したインターネットによるアンケート調査
2) 「ある程度不安がある」、「非常に不安がある」の合計を「不安がある」としている。

図表 特-15 日本の将来の食料輸入について不安があると考ええる理由



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和5年1月)」

- 注：1) 令和5(2023)年1月に、全国の20～70歳代の男女2千人を対象として実施したインターネットによるアンケート調査
2) 日本の将来の食料輸入について「ある程度不安がある」、「非常に不安がある」と回答した人に対し、その理由を聞いた際の回答結果

→第1章第2節、第1章第3節及び第2章第7節を参照